

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号
許可年月日 令和 年 月 日
申請行為者 住所
氏名 様

鴻巣市長

印

許可の条件・その他

- 土地区画整理事業の施行に支障のあった場合は、土地区画整理事業施行者の指示に従い、期日までに申請者自ら移転又は除却し、その費用は申請者の負担とすること。
- 工事着手に当たっては、事前に土地区画整理事業施行者と十分打合わせる事。
- 本工事が完了したときは、鴻巣市長に報告し、立会いのうえ、道路等損害箇所の有無について確認を受けること。
- 公共下水道区域につき、排水については、下水道課と協議のこと。
- 新たに建築行為(外構工事等)を行う場合は、別途施行者の許可を受けること。

代理人住所氏名 級建築士登録 第 号 TEL

土地区画整理事業の名称 鴻巣都市計画事業 土地区画整理事業

申請行為の場所	仮換地指定前	鴻巣市	地	m ²
	仮換地指定後	街区	画地	積 m ²

申請行為の種類 1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積
2 建築物その他の工作物の新・改・増築

申請行為の概要及び地域地区

土地所有者
住所氏名

土地借地権者
住所氏名

工事着手完了 予定年月日 工事着手予定 令和 年 月 日 工事完了予定 令和 年 月 日

教示

1 審査請求について

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鴻巣市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において鴻巣市を代表する者は、鴻巣市長です。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 意 事 項

- (1) 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- (2) 申請行為の場所は、仮換地指定前の土地ならば町名地番を、仮換地指定後の土地ならば指定箇所
の街区及び画地番号を各々地積と共に表示してください。
- (3) 申請行為の種類は、該当するものに○印をつけてください。
- (4) 申請行為の概要は、物件の設置、たい積については、種類、量等を明記し、建築物その他の工作物
の築造については、高さ、建築面積、延べ面積及び構造等を明記してください。
なお、地域地区については、都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (5) 申請行為者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、
土地所有者の土地使用承諾書及び印鑑証明を添付してください。(係争の場合等で印をもらうこと
ができない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (6) 申請書には附近見取図(都市計画図面)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)
を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、更に構造詳細図を添付し、土地の形質
の変更及び物件の設置、たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (7) この申請書は、正本(1通)副本(1通)を作成し、鴻巣市市街地整備課(土地区画整理事務所)に提出
してください。
- (8) 建築基準法に基づく確認を受ける場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為をしてください。
- (9) 許可の条件・その他欄にあらかじめ記入されている条件等は、一般的な事項であり、申請内容によっ
ては、許可時に追加される場合があります。
- (10) 申請書には仮換地証明書(正もしくは写し)を添付してください。